

規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ  
提出資料

消費者庁  
令和2年3月

# 生鮮食品の義務表示制度

○名称、原産地が、横断的義務表示事項とされている。

名称		その内容を表す一般的な名称を記載
原産地	農産物	国産品は都道府県名を記載 輸入品は原産国名を記載
	畜産物	国産品は国産である旨を記載 輸入品は原産国名を記載
	水産物	国産品は水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名）を記載 （水域名の記載が困難な場合は水揚げした港名又は港が属する都道府県名） 輸入品は原産国名を記載



小売店での販売時において、名称及び原産地は、

- ・容器包装の見やすい箇所
- ・製品に近接した掲示
- ・その他の見やすい場所

のいずれかに記載

○名称、原産地のほかに、品目によって、個別に表示が義務付けられている事項もある。

（例1）

品目：玄米及び精米

表示事項：原料玄米（産地、品種、産年）、内容量、調製年月日又は精米年月日、食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

（例2）

品目：切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって生食用のもの

表示事項：保存の方法、消費期限、加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称、生食用である旨 等

(参考)

# 食品表示基準による「精米」の表示例

## 【農産物検査法による証明を受けたもの】

- 「産地、品種及び産年」の全ての証明を受け、かつ、単一の原料玄米のみを袋詰めした場合

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
内容量	〇kg		
精米年月日	〇〇. 〇〇. 〇〇		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

- 「産地、品種及び産年」の一部の証明を受けた複数の原料玄米を袋詰めした場合(ブレンド品など)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割
	〔 〇〇県産 〇〇ヒカリ 〇〇年産 8割 〕			
	〔 未検査米 2割 〕			

証明を受けていない原料玄米は、「未検査米」と表示

証明を受けた内容を表示可能

## 【農産物検査法による証明を受けていないもの】

- 米トレーサビリティ法による産地伝達が「国内産」である場合

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割

産地の内訳、品種及び産年は表示できない

- 米トレーサビリティ法による産地伝達が「都道府県名」である場合

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割
	〔 △△県産 (産地未検査) 10割 〕			

「(産地未検査)」との表示と共に、米トレ法により伝達された産地を表示可能

# 食品表示基準の検討の際に考慮する事項について

## 消費者の意向

(参考)

食品表示法第3条第1項(基本理念)

販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法(昭和43年法律第78号)第2条第1項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。

## 事業者の表示の実行可能性

(参考)

食品表示法第3条第2項(基本理念)

販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。

## 表示違反の食品の検証可能性

(参考)

- 食品表示基準を遵守しない食品関連事業者に対して法に基づく指示を行い、また、指示に従わない場合は、必要な措置の命令又は業務停止命令を行う。(食品表示法第6条)
- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について、罰則を規定。(食品表示法第17条～第23条)

## 国際整合性

(参考)

- WTOのTBT協定では、加盟国が強制規格を策定する場合は、国際規格を基礎として用いることとされている。  
(TBT協定第2条2.4)
- 食品表示については、コーデックス規格が国際規格と認識されており、各国の表示制度はこれに準拠。

# 食品表示の適正性を担保するための手段について

## 1 法律に基づく証明を要するもの

【食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の欄】(抄)

当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明(国産品にあつては、**農産物検査法(昭和26年法律第144号)**による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。)を受けた原料玄米にあつては、「**単一原料米**」と表示し、その産地、品種及び産年を併記する。

対象

玄米及び精米  
(産地・品種・産年)

## 2 基準及び通知に基づき、書類による証明、当該証明書の保管が求められるもの

【基準第3条第2項別表「遺伝子組換え食品に関する事項」の欄】<第1項第3号>(抄)

分別生産流通管理<sup>※</sup>が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表第17の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

※ 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること(その旨が**書類により証明されたものに限る。**)をいう。(基準第2条第1項第19号)

【食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号)】<別添 指針 8. 証明書の発行及び保存>(抄)

流通の各段階において確認が行われた旨の証明書を取引の相手方に発行し、かつ、**当該証明書を受け取った者は、これを2年以上保存する。**

対象

分別生産流通管理が行われた旨を表示する遺伝子組換え農産物等

## 3 基準に基づき、根拠資料の保管が求められるもの

【基準第3条第1項別表「栄養成分の量及び熱量」の欄】<第2項>(抄)

原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を表示することができる。表示された値の設定の**根拠資料を保管すること。**

対象

栄養成分表示で推定値の表示を行う加工食品

## 4 根拠資料の保管を「努力義務」としているもの

【基準第41条第2項】

食品関連事業者等は、この府令に基づく表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された**食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するように努めなければならない。**

対象

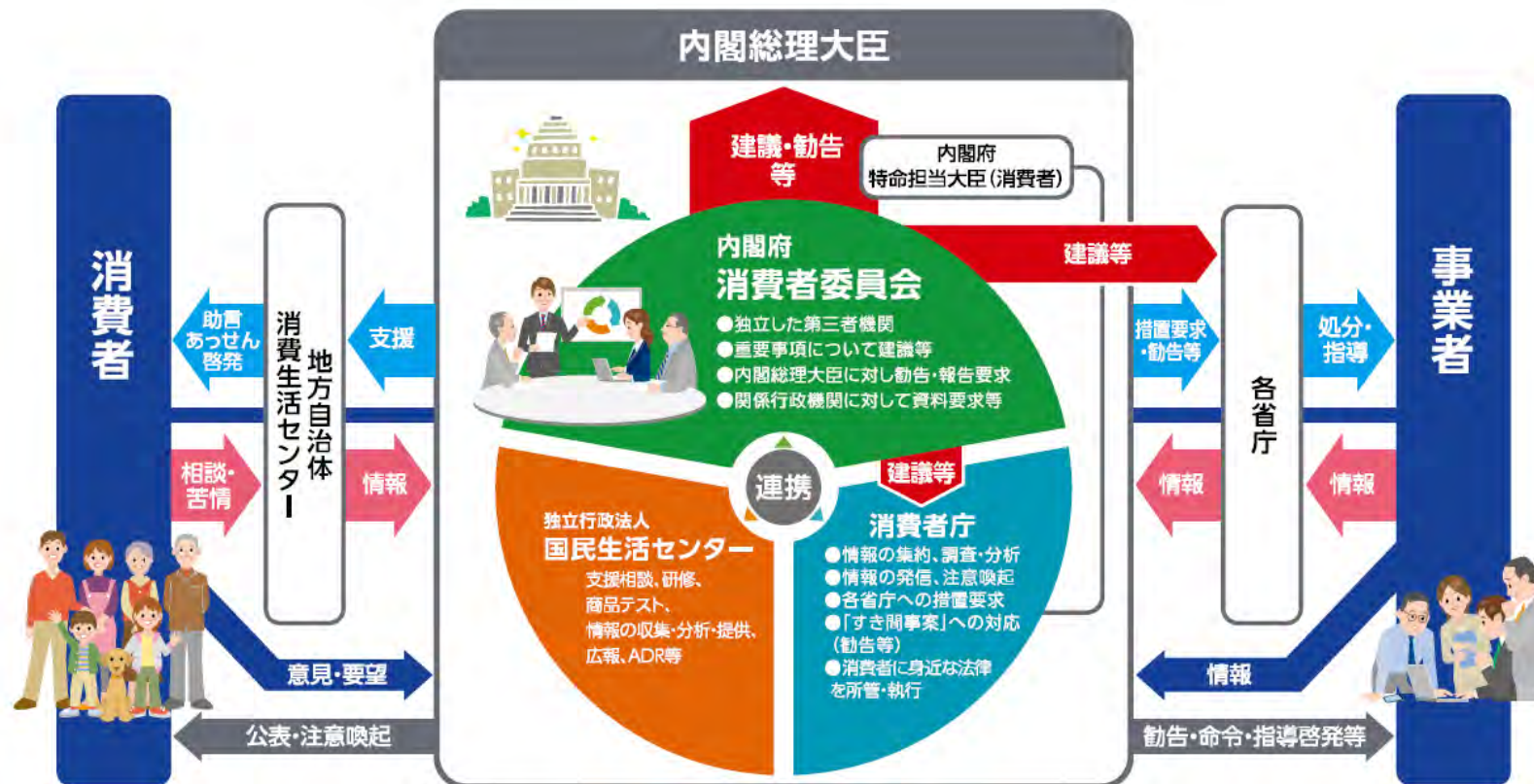
食品表示基準の適用対象となる全ての食品

# 消費者委員会について

- 内閣総理大臣は、前項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。(食品表示法第4条第2項)
- 食品に関する表示の基準の変更について準用する。(食品表示法第4条第6項)

消費者委員会は、独立した第三者機関として、主に以下の機能を果たすことを目的として、平成21年(2009年)9月1日に内閣府に設置されました。

- ・各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明(建議等)を行います。
- ・内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議を実施します。



建議：消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号の規定に基づき、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に対して行う意見表明